

第9期小国町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

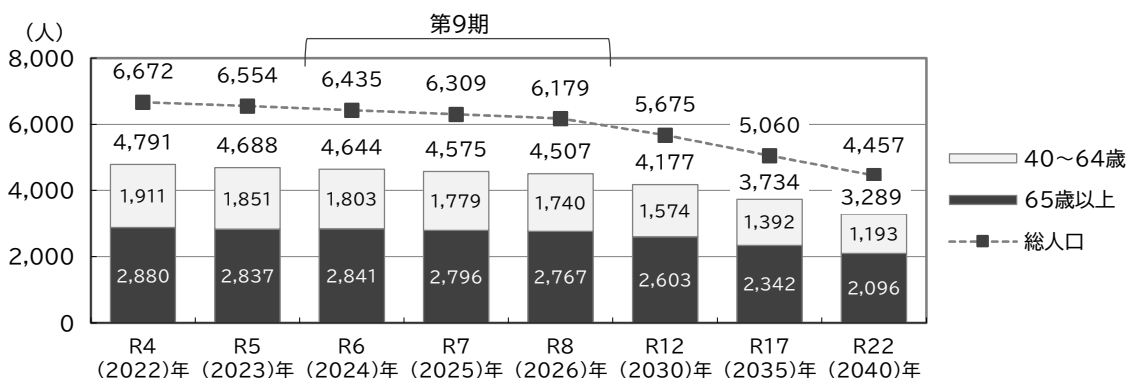
概要版

1 計画策定の趣旨

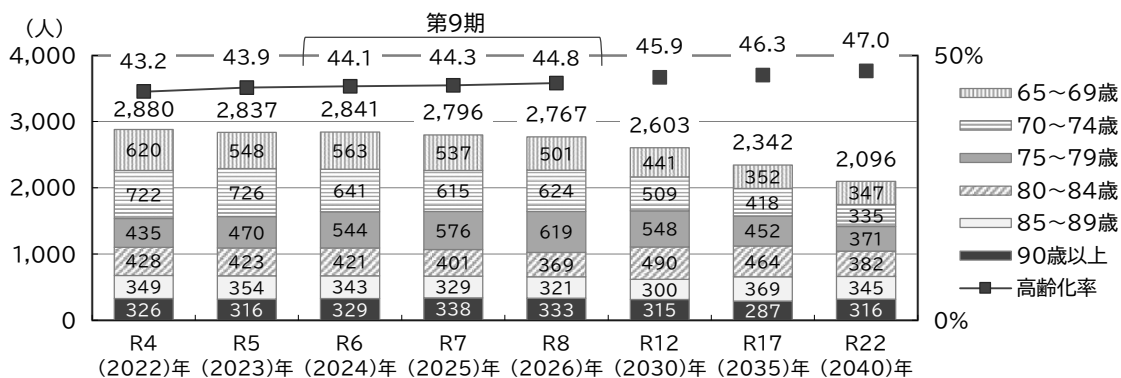
“団塊の世代”75歳以上となる令和7(2025)年をまもなく迎えます。今後も、高齢者の健康づくりや生きがいの創造、地域の人々が互いに支え合う「自助・共助・公助」の考え方を基本に、地域全体で支え合う仕組みとして「地域包括ケアシステム」をより深化・推進していくことが重要です。

このたび、現行計画の計画期間が終了を迎えることから、これまでの進捗状況を踏まえ、新たな課題に対応した「第9期小国町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定することとします。

総人口及び40歳以上人口の推計結果



高齢者人口の推計結果



※住民基本台帳人口の実績による推計結果

2 基本理念

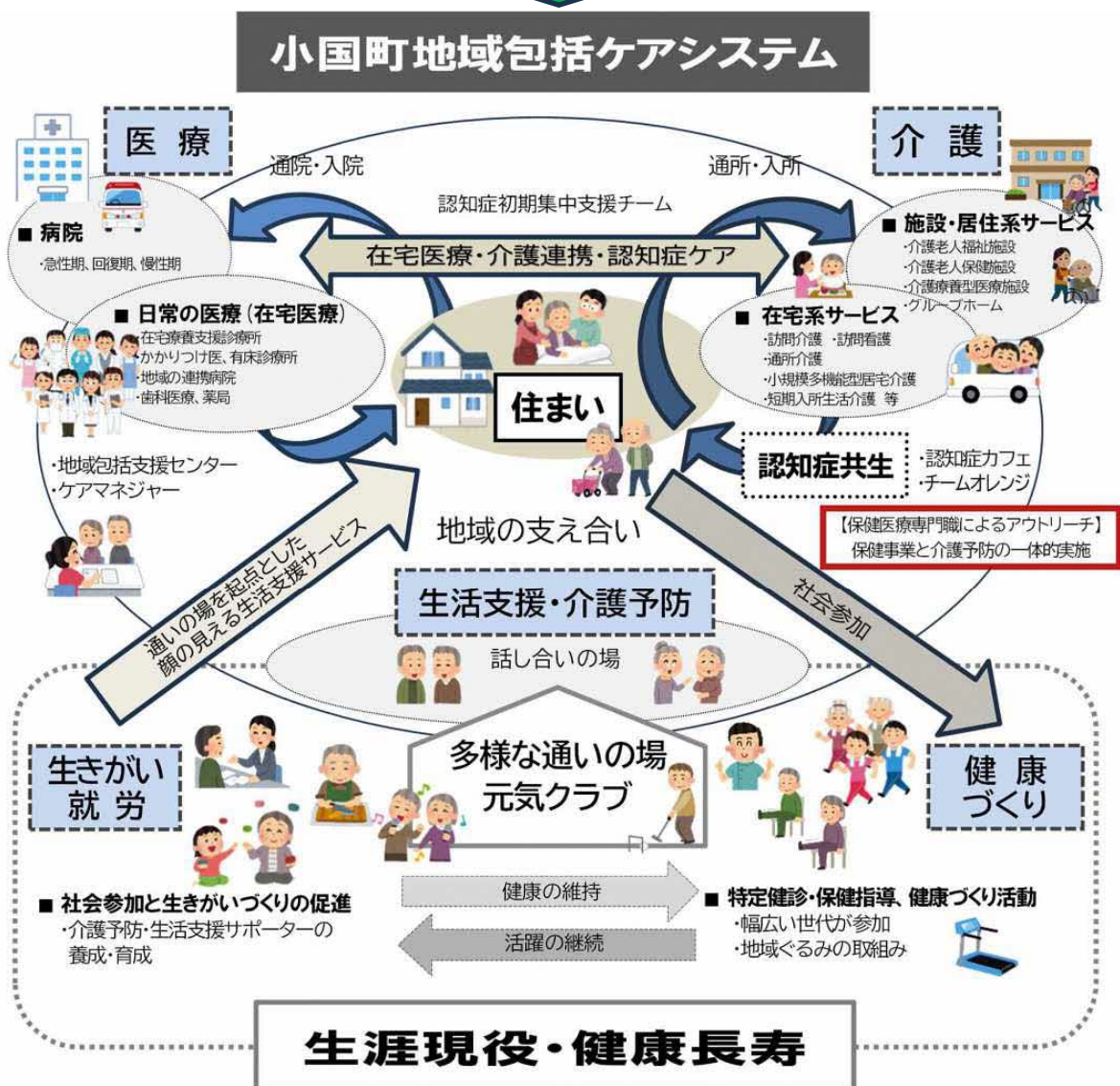
今後は、75歳以上人口の増加や認知症の人や家族への支援強化など、誰もが安心して暮らし続けられる高齢社会を実現していく必要があります。

また、地域共生社会（高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会）を視野に入れた取組も重要となっています。

これらを踏まえ、「第9期小国町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」における基本理念を次のように設定します。

すべての高齢者が、住み慣れた地域で、
自分らしく自立した生活を送ることができる支え合いのまちづくり

基本理念が実現した小国町の姿



元気な高齢者を増やし、幅広い世代が“地域の”支え手”として活躍

3 施策の体系

基本理念の実現に向けて、次のような施策を実施します。

基本目標	主要施策
1 地域包括ケアシステムの 深化・推進	(1)地域包括支援センターの機能強化 (2)在宅医療・介護連携の推進
2 健康づくりと 社会参加の推進	(1)介護予防・日常生活支援総合事業の充実 (2)住民主体の通いの場の推進 (3)健康寿命の延伸 (4)保健事業と介護予防の一体的実施事業の推進 (5)生きがいづくりや社会参加の促進
3 認知症支援体制の整備	(1)認知症予防の推進、地域における支援の充実 (2)認知症支援体制の強化 (3)認知症バリアフリーの推進
4 介護保険サービスの 提供と質の向上	(1)介護保険サービスの実施方針 (2)介護保険サービスの内容 (3)居宅サービスの見込み量 (4)地域密着型サービスの見込み量 (5)施設サービスの見込み量 (6)介護給付の適正化に向けた取組の推進 (7)介護人材の確保・定着、介護サービスの質の確保・ 向上に向けた取組
5 住まい・日常生活支援の 充実	(1)地域共生社会の実現に向けた取組 (2)高齢者虐待の防止・権利擁護の充実 (3)在宅福祉サービスの提供 (4)見守りネットワークの構築と生活支援サービスの提供 (5)住まいの確保の推進 (6)移動手段の確保の推進 (7)防災対策・感染症対策の推進

4 第9期における第1号被保険者の介護保険料

所得段階区分は、国が示す標準段階（9段階から13段階に変更）に合わせ、本町も13段階とします。第9期期間（令和6年度～令和8年度）中の第1号被保険者数、要介護認定者数、標準給付費等の推計をもとに、第1号被保険者介護保険料基準月額は、6,300円となります。

また、公費を投入して低所得者（所得段階が第1段階から第3段階までの人）の介護保険料の軽減を行っており、第9期期間中も継続して実施します。

所得段階区分による介護保険料

所得段階	所得段階の内容	基準額に対する割合	第9期(R6～8年度)	
			月額	年額
第1段階	生活保護世帯者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	0.455 (0.285)	2,860円 (1,790円)	34,320円 (21,480円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	0.685 (0.485)	4,310円 (3,050円)	51,720円 (36,600円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	0.69 (0.685)	4,340円 (4,310円)	52,080円 (51,720円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	0.90	5,670円	68,040円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超	1.00	6,300円	75,600円
第6段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額120万円未満	1.20	7,560円	90,720円
第7段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	1.30	8,190円	98,280円
第8段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	1.50	9,450円	113,400円
第9段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額320万円以上420万円未満	1.70	10,710円	128,520円
第10段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額420万円以上520万円未満	1.90	11,970円	143,640円
第11段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額520万円以上620万円未満	2.10	13,230円	158,760円
第12段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額620万円以上720万円未満	2.30	14,490円	173,880円
第13段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額720万円以上	2.40	15,120円	181,440円

※（ ）は、公費による低所得者保険料軽減後の数値

第9期小国町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（概要版）

■問い合わせ 熊本県 小国町 町民課 〒869-2592 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原 1567-1
TEL 0967-46-2111(代表)